

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	公的給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金⑤電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金⑥令和4年度出産・子育て応援給付金⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金⑧低所得世帯支援給付金⑨令和5年度出産・子育て応援給付金⑩定額減税補足給付金⑪令和6年度出産・子育て応援給付金⑫物価高対応子育て応援手当
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・公的給付管理システム・住民記録システム・個人住民税システム・団体内統合宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム・児童手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">・公的給付関係ファイル・団体内統合宛名関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第二欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給」が含まれる項(160の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和7年2月28日号外デジタル庁、総務省告示第6号)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42及び125の項)</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法」が含まれる項(106、107及び160の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策・・・公的給付管理システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／宛名番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</p> <p>② 必要な情報以外を入手することを防止する対策・・・公的給付管理システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。／複数人によるチェックを実施している。</p> <p>③ 不正な使用を防止する対策・・・公的給付管理システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。／住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。／庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</p> <p>④ 特定個人情報の使用に関する対策・・・公的給付管理システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。／庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。／アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</p> <p>⑤ ユーザ認証の管理・・・公的給付管理システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。／不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</p>	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 []</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>■寒川町における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・セキュリティワイヤーによる固定ノのぞき見防止の配置</p> <p>②技術的安全管理措置・・・公的給付管理システムへのアクセス時における二要素認証ノウイルス対策ソフトウェアの導入ノ外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>③移行作業時に関する措置・・・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月7日	I-1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付</p>	事後	
令和4年6月7日	I-4法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 別表第1の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年内閣府告示第70号) 5号 ・公金受取口座登録法第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年内閣府告示第70号) 5号 ・公金受取口座登録法第10条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I-1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金</p>	事後	
令和4年10月7日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年内閣府告示第70号) 5号 ・公金受取口座登録法第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公金受取口座登録法第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和3年内閣府告示第70号) 	事後	
令和4年10月7日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第59条の4 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金</p>	事後	
令和5年8月8日	I-1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金 ⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑧低所得世帯支援給付金</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月15日	I-1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金 ⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑧低所得世帯支援給付金</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金 ⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑧低所得世帯支援給付金 ⑨令和6年度物価高騰対策給付金</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月18日	I-1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金 ⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑧低所得世帯支援給付金 ⑨令和5年度出産・子育て応援給付金 ⑩令和6年度物価高騰対策給付金 ⑪令和6年度出産・子育て応援給付金</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品当価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金 ⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑧低所得世帯支援給付金 ⑨令和5年度出産・子育て応援給付金 ⑩令和6年度物価高騰対策給付金 ⑪令和6年度出産・子育て応援給付金</p>	事後	
令和6年7月3日	II-1評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	1,000人以上1万人未満 令和3年12月21日時点	1万人以上10万人未満 令和6年6月28日時点	事後	
令和6年7月3日	II-2いつの時点の計数か	令和3年12月21日時点	令和6年6月28日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金 ⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑧低所得世帯支援給付金 ⑨令和5年度出産・子育て応援給付金 ⑩令和6年度物価高騰対策給付金 ⑪令和6年度出産・子育て応援給付金</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。</p> <p>寒川町は、公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金 ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 ④令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑤電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ⑥令和4年度出産・子育て応援給付金 ⑦令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ⑧低所得世帯支援給付金 ⑨令和5年度出産・子育て応援給付金 ⑩定額減税補足給付金 ⑪令和6年度出産・子育て応援給付金 ⑫物価高対応子育て応援手当</p>	事後	
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	<p>公的給付管理システム 既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム CSコネクタ※ 統合宛名システム 個人住民税システム 中間サーバー ※既存住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素である市町村CS(コミュニケーション・サーバ)との連携を行うシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付管理システム ・住民記録システム ・個人住民税システム ・団体内統合宛名システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・児童手当システム 	事後	
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	給付者情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公金受取口座登録法第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和3年内閣府告示第70号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第二欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給」が含まれる項(160の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和7年2月28日号外デジタル庁、総務省告示第6号) 	事後	
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42及び125の項) <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法」が含まれる項(106、107及び160の項) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和6年6月28日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	Ⅱ-2 取扱者数	令和6年6月28日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	